

auAM レバレッジ・オールカンントリー

愛称: レバカン

追加型投信／内外／株式／
特殊型(ブル・ベア型)

レバカン

※ファンド名称のauAMはauアセットマネジメントの略称です。

商品分類および属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	内外	株式	特殊型 (ブル・ベア型)

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
債券 (その他債券)	年1回	グローバル (日本を含む)	なし	ブル・ベア型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「auAMレバレッジ・オールカンントリー」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、auアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月28日に関東財務局長に提出しており、2025年12月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、投資信託約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 信託約款の内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

au アセットマネジメント

ホームページ

<https://www.kddi-am.com/>

お問い合わせ先

03-5657-7185

(営業日の午前9時～午後5時)

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

auアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3062号

設立年月日: 2018年1月4日

資本金額: 10億円(2026年6月末日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1,799億6千万円(2026年6月末日現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的

世界の株式への投資を通じ、信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

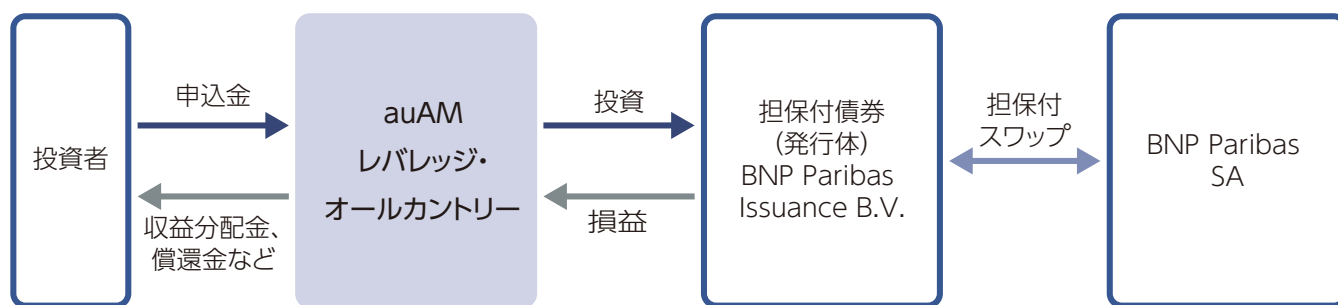
特色1

BNP Paribas Issuance B.V.が発行する担保付債券への投資を通じ、日々の基準価額の値動きが、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み・米ドルベース)を円建て評価した場合の値動きの2倍程度となることを目指して運用します。

特色2

原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドの仕組み



- ・MSCIオールカントリー・ワールド・インデックス(配当込み・米ドルベース)を円建て評価した場合の2倍程度のリターンの獲得をめざすべく、BNP Paribas Issuance B.V.発行の担保付債券へ投資します。
- ・担保付債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色に記載の運用が行われないことがあります。

投資対象担保付債券の概要

発行体／表示通貨	BNP Paribas Issuance B.V. / 円建て
特 色	1.BNP Paribas SAを相手方とした担保付スワップ取引を通じて、MSCIオールカントリー・ワールド・インデックス(配当込み、米ドルベース)を円建て評価した場合の値動きの2倍程度に連動することを目指します。 2.BNP Paribas Issuance B.V.及びBNP Paribas SAは債券の評価額に相当する担保を差し入れ、担保は保管会社によって分別管理されます。
報酬等	債券の評価額に対して年率 0.07% 程度。 ただし、インデックスのライセンスにかかる費用、その他運営にかかる各種費用がかかります。
その他	発行体やBNP Paribas SA等が債務不履行などの場合には、時価で繰上償還されることになります。

BNP Paribas Issuance B.V.について

BNP Paribas Issuance B.V.はBNP Paribasの100%子会社であり、1989年に設立されました。BNP Paribas Issuance B.V.が発行する債券は、BNP Paribas により保証されています。

◆上記は目論見書作成時点の情報に基づくものであり、変更になる可能性があります。

MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスについて

※MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc. が算出している指数です。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

分配方針

毎年12月18日(休業日の場合翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

(注)第1計算期間は、2026年12月18日(休業日の場合翌営業日)までとします。

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよび金額について、保証するものではありません。

主な投資制限

- 担保付債券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●主な変動要因

基準価格の変動要因	当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
当ファンドの戦略に関するリスク	当ファンドは純資産規模を上回る投資を行うことがあるため、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。
担保付債券への投資に伴うリスク	当ファンドが投資対象とする担保付債券において、担保付債券が追加発行されないこととなる場合および担保付債券の早期償還事由が生じた場合は、予想外の損失を被る可能性があります。
早期償還リスク	ファンドが主要投資対象とする担保付社債の発行体が債務不履行となった場合等は繰上償還を行います。
その他のリスク	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、投資対象とする担保付債券を通じてレバレッジ運用を行うため、一般的に借入金利に相当する負担が発生する可能性があります。そのため長期に保有する場合、その影響が累積されます。
- 当ファンドは、担保付債券を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きがMSCIオール・カンントリー・インデックス（配当込み、米ドルベース）を円建て評価した場合の値動きの2倍程度となることを目指す商品です。レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。最も適している想定顧客層は、積極性重視を投資目的とした、資産形成層（40代以下）およびシニア層（50代、60代、70代）で、余裕資金がある方を想定しています。

リスクの管理体制

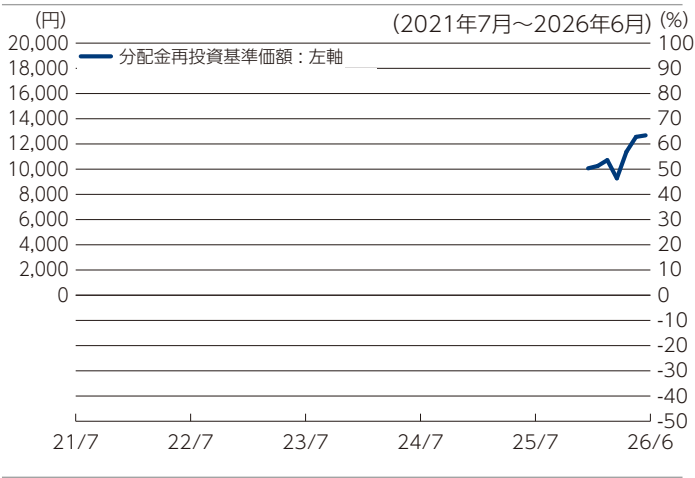
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

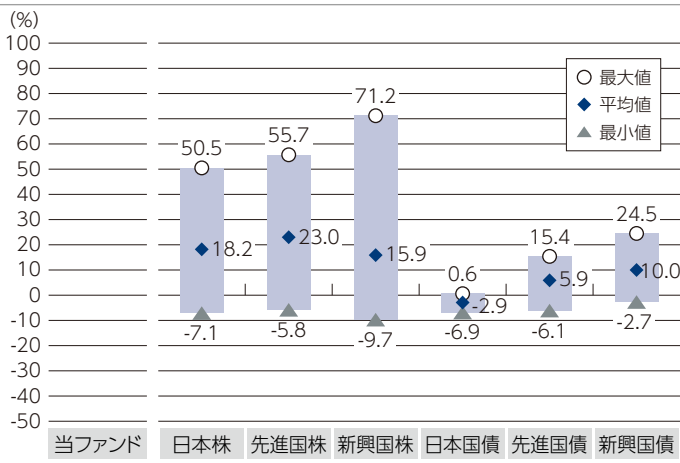
(参考情報)

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月～2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
(注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

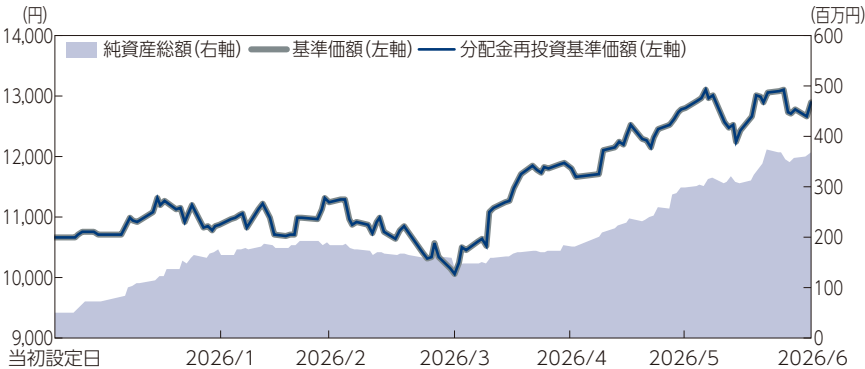
<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日 本 株	TOPIX (配当込み)	株式会社JPX総研
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
新 興 国 株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本／円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※ 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

当初設定日：2025年12月19日
作成基準日：2026年 6 月30日

基準価額・純資産の推移



基準価額	12,682円
純資産総額	371百万円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配金の推移 (1万口当たり、税引前)

初回決算が2026年12月18日のため、作成基準日現在分配実績はありません。
※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

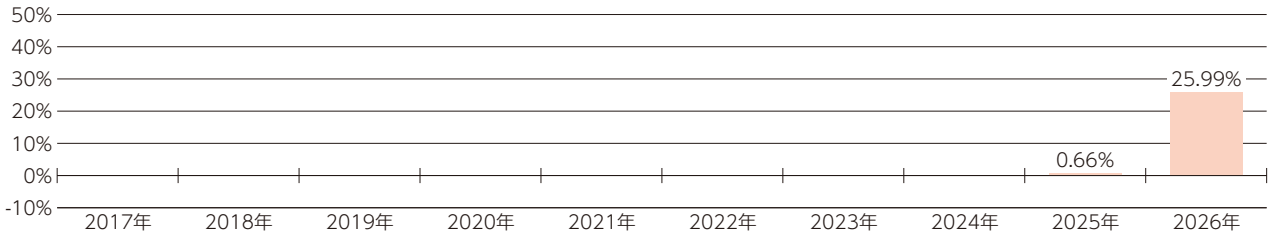
主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
Note linked to Global Equities x2 JPY ER Index	103.3%
コール・ローン等、その他	-3.3%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対するものです。小数点第2位を四捨五入して表示しています。
※担保付社債はBNPParibas Issuance B.V.が発行する担保付社債(円建て)です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドにはベンチマークはありません。



※2025年は設定日2025年12月19日(10,000円)から作成基準日まで、2026年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

基準価額の値動きについて

1

ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「2倍程度」になるわけではありません。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】翌日に参照指数の評価値が10%下落し、翌々日に参照指数の評価値が10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
参照指数の評価値	100	90	-10%	99	+10%	-1%
当ファンドの基準価額	100	80	-20%	96	+20%	-4%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、
当ファンドの基準価額は $(96-100) \div 100 = -4\%$ であり、
参照指数の評価値の値動き $(99-100) \div 100 = -1\%$ の2倍とはなっていません。

【例2】翌日に参照指数の評価値が10%上昇し、翌々日に参照指数の評価値がさらに10%上昇した場合

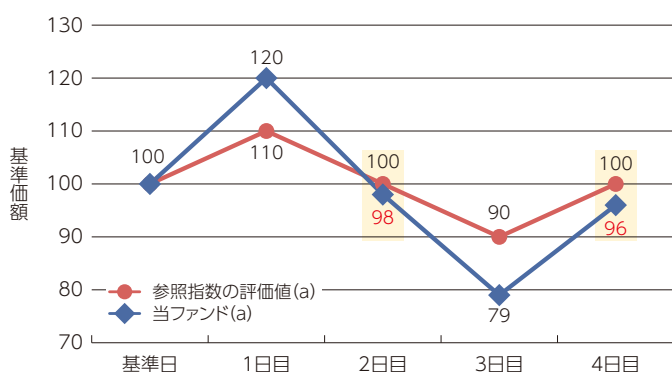
	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
参照指数の評価値	100	110	+10%	121	+10%	+21%
当ファンドの基準価額	100	120	+20%	144	+20%	+44%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、
当ファンドの基準価額は $(144-100) \div 100 = 44\%$ であり、
参照指数の評価値の値動き $(121-100) \div 100 = 21\%$ の2倍とはなっていません。

2

一般に、参照指数の評価値が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることとなります。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】 参照指数の評価値が±10の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

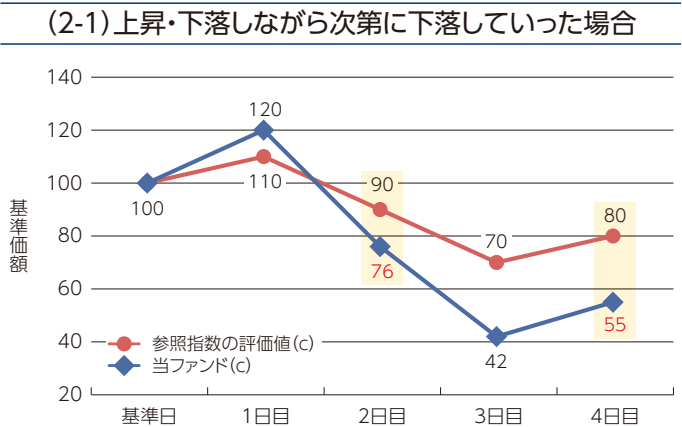
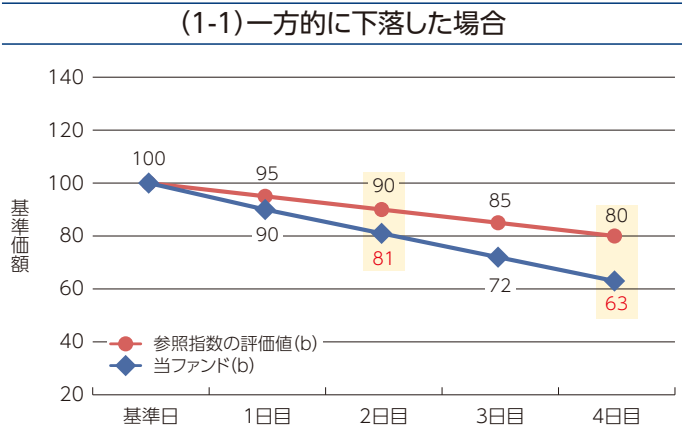


左図の「2日目」、「4日目」において「参照指数の評価値(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「参照指数の評価値(a)」が上昇・下落を繰り返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

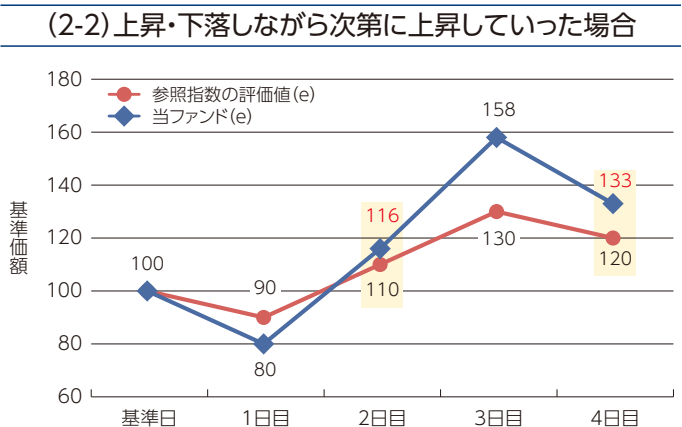
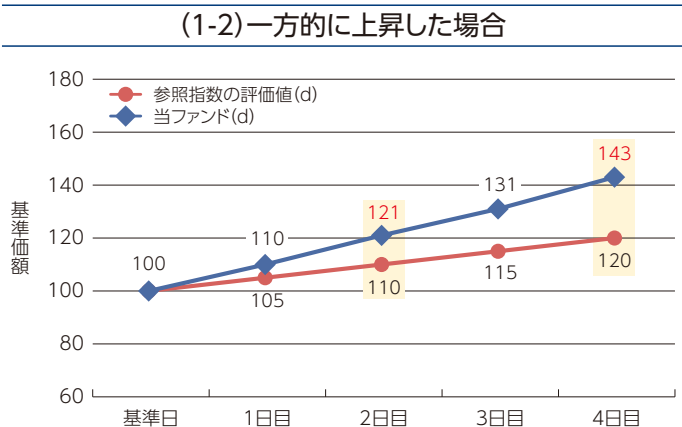
※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

【例2】 参照指数の評価値が
「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」



		基準日		2日目	4日目
参照指数の評価値		100		90	80
(1) 一方的に下落した場合	当ファンド(b)	100	⇒	81	63
(2) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合	当ファンド(c)	100		76	55

(1-1)、(2-1)の「2日目」、「4日目」において、「参照指数の評価値(b)」および「参照指数の評価値(c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「参照指数の評価値(b)」に対応する「当ファンド(b)」と「参照指数の評価値(c)」に対応する「当ファンド(c)」では、「当ファンド(b)」の方が高い水準となっています。このように、参照指数の評価値が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰返しながら次第に下落する場合とでは、最終的に参照指数の評価値が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。



		基準日		2日目	4日目
参照指数の評価値		100		110	120
(1) 一方的に上昇した場合	当ファンド(d)	100	⇒	121	143
(2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	当ファンド(e)	100		116	133

(1-1)、(2-1)と同様に、参照指数の評価値が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰返しながら次第に上昇する場合とでは、最終的に参照指数の評価値が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	①当初申込期間 1口当たり1円 ②継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	①当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ②継続申込期間 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	①当初申込期間：2025年12月15日から2025年12月18日まで ②継続申込期間：2025年12月19日から2027年3月18日まで 継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込受付中止日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ①ニューヨークまたはロンドンまたは香港の銀行の休業日の前営業日 ②ニューヨークまたはロンドンまたは香港の証券取引所の休業日の前営業日 ③①②の他、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	●次に該当する場合には、auアセットマネジメントの判断で、購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。 ・BNP Paribas Issuance B.V.発行の担保付債券の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ・BNP Paribas SAを相手方とした担保付スワップ取引の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ●金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2025年12月19日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする担保付債券の発行体が債務不履行となった場合等には、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ●受益権総口数が30億円を下回ることとなった場合 ●MSCIオールカントリー・ワールド・インデックス(ACWI)が改廃されたとき ●信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ●やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年12月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ[https://www.kddi-am.com/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、委託会社のホームページに掲載しております。交付運用報告書、運用報告書(全体版)は、原則、電磁的方法により提供いたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別に定める率 くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の 提供、事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.3520%(税抜0.3200%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に 対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用 は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日 (休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信 託終了のときに信託財産から支払われます。
運用管理費用の配分(税抜) ^(注)		
委託会社	0.1925% (税抜0.1750%)	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準 価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
販売会社	0.1375% (税抜0.1250%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	0.022% (税抜0.0200%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。		
投資対象とする 担保付債券にかかる費用	債券の評価額に対して年率0.07%程度。ただし、インデックスのライセンス契約にかかる費用、その他運営に かかる各種費用がかかります。	
実質的な負担	年率0.422%(税抜 0.39%)程度 ^(注) (注)当ファンドにかかる運用管理費用(信託報酬)と主要投資対象とする担保付社債にかかる費用を合計した実質的な 料率です。	
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管 する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。